

ブーン・カウンティ行動ガイドライン

レベルIの違反

ここに含まれるのは、生徒を監督しているスタッフ、または違反行為を目撃したスタッフが即座に介入する必要がある、軽微な不品行。

1. 教室内での通常の作業を妨害したり干渉したりすること。
2. 頻繁に遅刻すること。
3. 教師、またはほかの学校職員からの妥当な要求を実行しないこと。
4. 学校の服装規定を守らないこと。
5. 校則及びこの範疇に入る関連した手続きに明文化されているあらゆるその他の違反行為

レベルIIの違反

学校の学習環境を損なう行為。

1. レベルIの違反行為を繰り返すこと。
2. 正当な理由なしに指定された授業に出席しないこと。
3. 欠席やさぼりに関して届出を捏造したり、故意に偽りの情報を提供すること。
4. 学校のプロパティに対する侵害。
5. 下品な言葉使いや、卑猥な身振り、またはほかの人に対する生意気な口答えを含む失礼な振る舞い。

レベルIIIの違反

間接的に他人の健康または安全を危うくする可能性のある行為を、個人または複数の人間、あるいはプロパティに対して行うこと。これらの違反行為には行政の措置が必要である。

1. レベルI及び/またはレベルIIの違反行為を繰り返すこと。
2. 喧嘩すること。
3. 他の生徒に暴行する、または暴行すると脅すこと。
4. 仲間いや騒動をそそのかしたり扇動すること。
5. 破壊行為（学校や個人の財産の外観や価値を損なうこと）。
6. 学校の教職員に力づくで、または暴力によって邪魔をし、彼らが責務を遂行できないよう妨害すること。
- 7.ライター、マッチ、たばこ類を構内で所有したり使用すること。
8. ギャンブルを行うこと。
9. 学校敷地内における自動車両の無謀なスピード運転や不適當な使用。

レベルIVの違反

行政的措置、管轄当局への通知を必要とし、生徒を直ちに退学させる結果になる重大な違反行為。レベルIVに属する違反に対しては学校長との審問を要求しなければならない。

1. レベルIIとレベルIII、またはどちらかの違反行為を繰り返すこと。
2. 放火、故意に火をつけること。
3. 個人または複数の人間に対する暴行、または身体的生命への脅威、または暴力。
4. 危険な武器の所有、使用、または移動 — 爆発物、銃、ライフル、ナイフ、鉛付むち、棍棒、金属製ナックル、かみそり/カッター、（先端にかぎくぎ・突起がある）棍棒、ペッパーガス、武道用攻撃道具（身体に傷を負わせる可能性のある鈍器や先のとがった道具を使用したり、使用すると脅すことも含む）。
5. ほかの生徒を脅迫すること、（金銭・約束・自白などを）強要すること、恐喝すること、何かをするよう強制すること。
6. 器物損壊、爆発の脅し、または偽の火災報知機作動行為
7. 学校関連の不法侵入、不法立ち入り、破壊行為、犯罪的悪戯、強盗、窃盗。

8. アルコール、ドラッグ、または非合法的薬物とされるいかなる物質であれ、それらを所有、交換、販売、分配すること、またはそれらの影響を受けた状態になること。
9. 他校の土地・建物に侵入すること、及びレベルIIIの違反行為に関与すること。
10. 性的接触は禁じられている。
11. 悪意のあるコンピューターハッキングは禁じられている。
12. 力づく、または暴力で学校教職員の邪魔をすること。

*ブーン・カウンティ学校安全ホットライン： 594-HELP (4357)
8/1/05